

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 8 日

各補助事業者 様

福島県医療人材対策室

令和5年度浜通り医療提供体制強化事業に係る変更交付申請、  
完了報告及び実績報告について

このことについて、福島県地域医療復興事業補助金交付要綱及び浜通り医療提供体制強化事業実施要領に基づき、下記により提出願います。

記

## 1 提出書類

### (変更交付申請)

※要綱第5条に基づき、交付申請時の事業費から2割以上の増減がある場合は、変更交付申請が必要です。(交付決定額のみではなく、総事業費の増減も対象です。)

※交付申請時の総事業費から2割以上の増減が確定している場合もしくは見込まれる場合のみ提出してください。

- (1) 福島県地域医療復興事業変更承認申請書 (第4号様式)
- (2) 所要額調書 (第2号様式)
- (3) 所要額明細書 (第3号様式)
- (4) 経費所要額調書 (要領様式第1号)
- (5) 雇用医療従事者名簿 (要領様式第2号) ※該当する場合のみ
- (6) 医療支援予定一覧 (要領様式第3号) ※該当する場合のみ
- (7) その他 実施要領第5に掲げる必要書類 (賃金台帳の写し、出勤簿等の写しなど)

### (完了報告及び実績報告)

- (1) 福島県地域医療復興事業完了報告書 (第6号様式)
- (2) 福島県地域医療復興事業実績報告書 (第7号様式)
- (3) 所要額精算書 (第8号様式)
- (4) 実績額明細書 (第9号様式)
- (5) 浜通り医療提供強化事業精算額調書 (要領様式第4号)
- (6) 浜通り医療提供強化事業雇用医療従事者勤務実績一覧 (要領様式第5号)
- (7) 医療支援実績一覧 (要領様式第6号)
- (8) 共済費額等証明書
- (9) 福島県地域医療復興事業補助金交付請求書 (第10号様式)
- (10) その他 実施要領第5に掲げる必要書類 (賃金台帳の写し、出勤簿等の写しなど)

※資料は、該当部分分かるよう、マーカーをするなどしてください。

## (11) チェックリスト

### 2 提出期限

- ・変更交付申請：令和6年3月22日（金）
- ・完了報告及び実績報告：令和6年4月12日（金）

(※なお、要綱上、当該年度の3月31日までの提出となっていることから、完了報告書及び実績報告書の日付は3月31日以前の付けとしてください。)

### 3 提出方法及び提出先 ※紙とデータ両方提出

#### (1) 紙ベースによる提出

宛先：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16  
福島県保健福祉部医療人材対策室 菅野宛て

#### (2) 電子データでも一式提出してください。

提出先：[kango@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kango@pref.fukushima.lg.jp)

※必ず上記アドレスに提出して下さい。

※メール送付時は、件名欄に「【浜医療提変更申請 or 実績報告（〇〇病院）】と記載して下さい。

### 4 その他

- ・変更交付申請及び実績報告のいずれにおいても補助金額の増額はできませんので、ご留意ください。
- ・完了報告及び実績報告の(9)の交付請求書について、交付決定日及び交付決定番号を記載する必要があることから、変更交付申請をする場合又は実績報告で補助金額に減額が生じる場合は、当方からの変更交付決定通知又は額の確定通知の発出後に提出願います。
- ・完了報告及び実績報告提出後、福島県地域医療復興事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、速やかに、福島県地域医療復興事業仕入に係る消費税相当額報告書(第11号様式)を提出してください。
- ・通勤手当や医療支援における宿泊費、交通費は所得税上非課税であっても、消費税の確定申告上は課税仕入れとなる場合がありますので、必ず税理士等にご確認ください。
- ・課税仕入れ額を事業費から除いても補助金額に影響がないようであれば、実績報告書から除くなどして、消費税相当額報告書による返還が生じないよう適宜医療機関で判断願います。(特に通勤手当が該当するかと思います。)